### 愚禿善信」考

### 文明版『正像末和讃』 の撰号をめぐって一

親鸞は主著『顕浄土真実教行証文類』(以下、『教行信

同二年閏七月下旬第九日……又依;|夢告,改,|綽空字 同日以;)御筆;令;(書;)名之字;畢 の「後序」に

と記し、夢告によって「綽空」から改めた新しい名を元 の真影に書いていただいた、と記している。 久二年(一二〇五)閏七月二十九日に師法然の直筆でそ

吉水期以来用いてきた房号であるとする所謂「親鸞」改 懐き、旧稿「「善信」と「親鸞」」(『親鸞教学』七五・七六、 が、筆者はこの通説(以下、「善信」改名説)に疑問を この名は覚如・存覚以来、「善信」と見做されてきた 以来、この名は「親鸞」であり、「善信」は

経て刊行された「文明版」が親鸞の記述を忠実に伝えて 自身の手になるものなのだろうか。親鸞没後二百年余を

しかし、これらの「愚禿善信」の撰号は果たして親鸞

豅

名説を提唱してきた。 弘 信

と主張するのである。 」への改名以後も最晩年に至るまで「善信」を併用した 名論者は、元久二年に親鸞は「善信」と改名し、「親鸞 記された「愚禿善信集」、「皇太子聖徳奉讃」に記された 和讃』(以下、「文明版」)に記された「愚禿善信集」「愚 偈」『浄土和讃』『高僧和讃』とともに開版した『正像末 して挙げるのが、文明五年(一四七三)に蓮如が「正信 禿善信作」の二つの撰号である。「正像末浄土和讃」に 「愚禿善信作」。これら二つの撰号を根拠に、「善信」改 これに対して、「善信」改名論者がその論拠の一つと

いるのだろうか。

流伝の過程において、別人の手によって混入されたもの祖本(写本の系統の最初の本)の編纂時、もしくはその親鸞自身によって記されたものではなく、「文明版」の報告はから言えば筆者は、これら「愚禿善信」の撰号は

する。
等について検討し、自説の論証を試みることと史的背景等について検討し、自説の論証を試みることとする。

# | 文明版『正像末和讃』 祖本の成立について

(1) 「五十六億七千万 弥勒菩薩はとしをへむ『正像末和讃』には以下の代表的な三本がある。

- (一二九○)九月二十五日に顕智が書写した『正八)九月二十四日に脱稿した真蹟本を、正応三年補する等の再治作業を施し、翌正嘉二年(二五五年、その後、「仏智疑惑讃」「愚禿悲歎述懐讃」を増
- 『正像末和讃』(「文明版」)。 五年三月に蓮如によって開版された文明開版本寺如来和讃」「自然法爾章」等が増補され、文明寺如来和讃」「自然法爾章」等が増補され、文明

(3)

像末法和讃』(以下、「顕智本」)。

書…之,」「親鸞八十八歳御筆」と四箇所存在する。 (東京)、「親鸞八十八歳御筆」に比して、所謂撰号・署讃」撰号)、「親鸞八計」(奥書)に比して、所謂撰号・署讃」撰号)、「親鸞八十八歳御筆」に比して大幅な増補・改訂が「文明版」は「顕智本」に比して大幅な増補・改訂が

るわけではない」(「善光寺讃」)といった問題点はあるも(「聖徳奉讃」、「五首ばかりでは部分的で、まとまっていは連続した関係はなく、互いに独立している感が深い」は連続した関係はなく、互いに独立している感が深い」は連続した関係はなく、互いに独立している感が深い」は来、これらの増補・改訂は、「親鸞八十八歳御筆」従来、これらの増補・改訂は、「親鸞八十八歳御筆」

の展開である。(いったんこの図式が成立すれば、「文明

の本」、つまり『正像末和讃』の最終形態と見なされて残され」たとして、この「文明版」こそが「諸本中最後のの「至極晩年の補訂であるため、なお修正すべき点が

そしてこの「親鸞編集による『正像末和讃』の最終形きた。(1)の本」、つまり『正像末和讃』の最終形態と見なされて

つまり、康元二年二月の聖徳太子の夢告から始まる太子によるものであることを反証している、と述べる。作」の撰号が康元二年二月九日夜、寅の時の夢告が聖徳立って、例えば松原祐善は、「愚禿善信集」「愚禿善信態としての「文明版」祖本」(親鸞編集説)との見地に

めた「善信」の名が使われるのは極めて妥当であり、太久二年に同じ太子の夢告によって親鸞が「綽空」から改『正像末和讃』の最終型である「文明版」の撰号に、元

親鸞自身の手で記されている、というのが「善信」改名子の恩徳が偲ばれたからこそ「聖徳奉讃」にもその名がめた「善信」の名が使われるのは極めて妥当であり、太

論者の主張であった。

→「文明版」祖本は親鸞本人の編集といった思考・論理二年に「善信」に改名→親鸞自身が「愚禿善信」と記名あるとする「通念」ではないのだろうか。つまり、元久あるとする「通念」ではないのだろうか。つまり、元久

成り立つ。)であり、元久二年の改名は「善信」だという逆の展開もであり、元久二年の改名は「善信」だという逆の展開も版」祖本は親鸞の編集だから「愚禿善信」も親鸞の記名

されたとする見解も、「文明版」祖本を親鸞自身が編集成り立たない。親鸞自身によって「愚禿善信」の名が記「大前提」が揺らげば、このような論理展開そのものがただし、この元久二年の改名が「善信」であるという

### 一 鶴見晃説の批判的検討

したとする通説もきわめて疑わしくなる。

## (1) 聖徳太子・法然への回顧について

善信八歳」の日時・署名をもつ乗信宛「書簡」(『末灯鈔』この点について鶴見晃は、「文応元年十一月十三日禿善信」とあえて記したと言うのであろうか。ではなぜ、「善信」改名論者は八十八歳の親鸞が「愚

第六通)の

という記述から、文応元年、正嘉の大飢饉の惨状を目にへ。
へ、のしにあひて候らんことこそ、あはれにさふらなによりも、こぞ・ことし、老少男女おほくのひと

奉讃」)、六角堂夢告を通して自身を「善信」へと改名せ 信」と、同じく自身の原点である吉水時代(「善信」が しめた聖徳太子を憶念して「文明版」祖本に「愚禿善 した親鸞が、「和国の有情をあはれみて」(文明版「聖徳 の「大勢至菩薩和讃」、『高僧和讃』

てい(3) 簡」に「善信」と記せずにはいられなかった、と推定し 実名であった時代)の法然の教化を回顧して乗信宛「書 しかし、親鸞の太子・法然讃仰はそれ以前の、宝治二

年(一二四八、親鸞七十六歳)の『浄土和讃』『浄土高僧 八十八歳になって唐突に始まったわけではない。 和讃』の撰述に始まり、正元元年(一二五九、八十七歳) 『選択本願念仏集』延書本の書写まで継続しており、

させている。

太子に関して言えば、建長七年(一二五五、八十三歳)

栗散王聖徳太子奉讃』(以下、『百十四首太子和讃』) 讃』)、康元二年(一二五七、八十五歳)二月に『大日本国 十一月に『皇太子聖徳奉讃』(以下、『七十五首太子和

撰述。 いるが、それらの奥書はいずれも「愚禿親鸞」である。 真像銘文』(広本)に「皇太子聖徳御銘文」を増補して 嘉二年(一二五八、八十六歳)六月に改訂を終えた『尊号 法然に関しても、宝治二年に初稿本『浄土和讃』 同正嘉元年五月に『上宮太子御記』を書写。 所収 翌 正

写・校合し、これら六巻の奥書にいずれも「愚禿親鸞」 然の伝記・法語等を蒐集した『西方指南抄』六巻を書 康元元年(一二五六、八十四歳)十月から翌年一月まで法 撰述し、『高僧和讃』奥書には「釈親鸞」と記している。 所収の「源空讃」

息」(外題は親鸞真蹟)、康元二年正月から三月まで『西 し、上巻本・下巻末の奥書に「愚禿親鸞」と記している。 そしてこの間真仏に、建長七年五月に「法然上人消

方指南抄』、翌正嘉二年に法然の『三部経大意』を書写

と記し、正元元年九月には『選択集』延書本四巻を書写

こと」として繰り返し語っており、それらは建長七年六 法然の法語を「本師聖人のおおせごと」「大師聖人のみ また親鸞は、「他力には義なきをもって義とす」との

でいるが、これらの聖教・法語・書簡の奥書・末尾には いずれも「親鸞」「愚禿親鸞」と記してある。 の顕智聞書の「獲得名号自然法爾御書」まで多数に及ん 月撰述の『尊号真像銘文』(略本)から正嘉二年十二月

を

つまり、太子・法然関連の文書中、「善信」 『西方指南抄』中巻末の『七箇條制誡』の署名と真仏

『経釈文聞書』の「親鸞夢記」中の二箇所―にしか登場

讃』の成立上、重大な契機となったことが窺われる。頭に掲げており、康元二年二月九日の夢告が『正像末和また、「顕智本」「文明版」はいずれも「夢告讃」を冒

要告の主については、宮崎圓遵が、二月九日は折しも親鸞が『百十四首太子和讃』を制作していた最中であり、 な子尊崇の念が著しく高揚していた時期と思われること 大子尊崇の念が著しく高揚していた時期と思われること 大子尊崇の念が著しく高揚していた時期と思われること 大子尊崇の念が著しく高揚していた時期と思われること でよって師法然の姿に出遇い師の教えを聞思していく ことを通して、自身の原体験である「雑行を棄てて本願 ことを通して、自身の原体験である「雑行を棄てて本願 に帰す」(「後序」)回心を親鸞が再確認した出来事である に帰す」(「後序」)回心を親鸞が再確認した出来事である。

康元二歳 丁巳 二月九日の夜寅時夢告にいはくのの、「草稿本」においてそれは、 ここのように夢告の主については太子・法然両説あるも

きつけまいらせたるなり 裏取不捨の利益にて 無上覚おばさとるなり 摂取不捨の利益にて 無上覚おばさとるなり

正嘉元年丁巳 壬三月一日

(ふなみご食者は「夢告費」の本文をがこな書り「と、「愚禿親鸞」の名で記されている。

考える。(ちなみに筆者は「夢告讃」の本文並びに添書の「おほ(ちなみに筆者は「夢告讃」の本文並びに添書の「おほ

『歎異抄』)とあるように、具体的な「おおせ」(教言)れ五首和讃』)、すなわち「仏法をこの和国につたえひろ十五首和讃』)、すなわち「仏法をこの和国につたえおめおはします」(「尊号真像銘文」(広本))、あるいは「多々のにとくすてずして「阿摩のごとくにそひたまふ」「護持ごとくすてずして「阿摩のごとくにそひたまふ」「護持ごとくすでずして「阿摩のごとくにそひたまふ」「護持ごとくすでずして「阿摩のごとくにそひたまふ」「護持では、「如来の誓願には義なきを義とす」との「大師聖代の仰」(以上、「真古智力、「本社と、「真古知」(『七和語聖教において親鸞は太子の徳を「仏法弘興」(『七和語聖教において親鸞は太子の徳を「仏法弘興」(『七和語聖教において親鸞は太子の徳を「仏法弘興」(『七和語聖教において親鸞は太子の徳を「仏法弘興」(『七和語聖教において親鸞は太子の徳を「仏法弘興」(『七本語・「本社の表記』)に、「本社の表記」(「本社の本社の表記)とあるように、具体的な「おおせ」(教言)

第」のある文明版「自然法爾章」も、専修寺蔵顕智筆また、「顕智本」にはなく、直前に「親鸞八十八歳御し」とは親鸞にとって正しく法然の教言に他ならない。)

「獲得名号自然法爾御書」には、

獲字は、因位のときうるを獲といふ。……これは仏を行る。 単語 といる

智の不思議にてあるなり。

愚禿親鸞八十六歳

みのこうぢの御坊にて、聖人にあいまいらせての正嘉二歳戌午十二月日、善法坊僧都御坊、三条と

末尾に親鸞が自書署名したことが窺われる。と末尾に「愚禿親鸞」とあり、顕智が聞書きした文書の

き、がき、そのとき顕智これをかくなり。

## (2)「正嘉の大飢饉の影響」について

善信」「善信」と記した背景に正嘉の大飢饉を挙げる。前述したように鶴見は、親鸞が文応元年にのみ「愚禿

止嘉元年の夏の旱魃に続き、翌二年七月の長雨・低温、確かに「こぞ(去年)」―正嘉三年(二二五九)には、

九月の暴風雨の襲来という天候不順によって全国的な凶正嘉元年の夏の旱魃に続き、翌二年七月の長雨・低温、

年)」―文応元年(二二六〇)には四季を通して疫病が大にかけて諸国に大飢饉が発生した。また、「ことし(今作となり、食量不足の結果同年冬から翌正嘉三年春・夏

流行し、いずれも多くの死者を出している

月)、大雨・洪水(同八年二月~八月)、疫病(赤斑瘡)の一月・鎌倉、康元二年二月・京都、他)、暴風雨(建長六年七しかし、『吾妻鏡』等の当時の史書には火災(建長六年

鎌倉、他)といった記事が頻出しており、当時において流行(同年八月~十月)、大地震(正嘉元年五月~十一月・

金につう言文は、こう目的内で下ったっこうである。

文応、弘長とほとんど毎年のように改元が繰り返されて建長から康元への改元(一二五六)以来、正嘉、正元、それらの厄災はむしろ日常的ですらあったのである。

三革(革命(甲子)・革軍(戈良)・革命(辛酉))の拝をいるが、王者の交代による「代始改元」である「文応」、

区切りと見なして行われる「革年改元」である「弘長」三革(革令(甲子)・革運(戊辰)・革命(辛酉))の年を

ための「災異改元」であった。

(辛酉)を除いては、凶事に際してその影響を断ち切る

代には所謂「寛喜の内省」の契機となった寛喜の大飢饉親鸞自身、幼少期に養和の大飢饉(二一八二)、関東時

ようにうち続く、それこそ「多くの人々の死にあいて候大火・天候不順・飢饉・疫病といった天変地異が毎年の(一二三〇~一)を経験しているし、この時期、地震・

娘覚信尼とその子覚恵の境遇に心を痛め、建長七年十二に端を発した東国門弟の混乱、あるいは寡婦となった末

う」世相の中で、親鸞個人においても、息男善鸞の言動

多難な生活の中で、太子・法然を憶念しながら「親鸞」月の火災で住坊を焼け出されるなど、公私にわたり多事

の名のもとに聖教を書き、多くの法語・書簡を送ってい

43

徳』(奥書「愚禿親鸞」)を書写している。 徳』(奥書「愚禿親鸞」)を書写している。 徳』(奥書「愚禿親鸞」)を書写している。 徳』(奥書「愚禿親鸞」)を書写(上巻本・下巻末奥書「愚禿親鸞」)。関十月二十九日に「たかだの入道」からの書簡への「返信」(末尾「親鸞(花押)」)を認め、続く文応元年か月二十一日には唯信宛に十二光仏についての自著の送門三日に乗信宛に「書簡」(文中・末尾「善信」)を送り、十一月十付を約束する「書簡」(文中・末尾「善信」)を送り、十一月十付を約束する「書簡」(文中・末尾「善信」)を送り、十一月十付を約束する「書簡」(文中・末尾「善信」)を送り、十一月十付を約束する「書簡」(文中・末尾「善信」)を送り、十二月には善力には一二光仏について記した『弥陀如来名号三日に乗信宛に「書簡」(文中・末尾「善信」)を送り、計算は一人で記述した。 で別(奥書「愚禿親鸞」)を書写している。

灯鈔』第六通)、ただ一例しかないのである。を裏付けるものは文応元年十一月の乗信宛「書簡」(『末正嘉の大飢饉の影響で「善信」と名のったという主張

## (3) 文応元年乗信宛「書簡」について

善信」と名のり、末尾には、この乗信宛「書簡」であるが、文中に親鸞は自らを

文応元年十一月十三日

善信八歳十

と署名している。

この「書簡」において親鸞は確かに と候しことを、たしかにうけたまはり候しうへ に、ものもおぼえぬあさましき人々のまいりたるを 御覧じては、往生必定すべしとて、えませたまひし をみまいらせ候き。ふみさたして、さかく~しきひ とのまいりたるをば、往生はいかがあらんずらんと、 たしかにうけたまはりき。いまにいたるまで、おも かあはせられ候なり。

「善信」の名で語るその内容は、という吉水時代のエピソードを回想してはいるものの、

りもめでたく候へ。とにて候なり。さればこそ愚痴無智のひとも、おはとにて候なり。さればこそ愚痴無智のひとも、おはまづ善信が身には、臨終の善悪をばまふさず、信心

聚」の主張になっている。とあるように、むしろ彼独自の思想である「現生正定

され候ける、すこしもたがはず候なり。としごろ、如来の御はからひにて往生するよし、ひと (^ )まふ

をのく〜にまふし候しこと、たがはずこそ候へ。

人々が 「如来の御はからいによって往生する」と述べ

述べてきたことと相違しないと述べた後、親鸞は続ける。 ていることに間違いはないし、従来自分が繰り返し申し させたまひ候べし。 かまへて学生沙汰せさせたまひ候はで、往生をとげ

これらの文に続いて親鸞は、前掲の吉水時代のエピ

ソードを挙げ、さらには

せたまはずして、をのく一御往生候べきなり。 ひとぐ〜にすかされさせたまはで、御信心たぢろか

と述べ、最後に、

乗信房にかやうにまふしさふらふやうを、ひとぐ~

るのである。

にもまふされ候べし。

と記してこの「書簡」を終わっていく。 これらの記述から、正嘉の大飢饉等によって多くの

が窺われる。 の善し悪しに関連した「学生沙汰」が流行していたこと 人々が亡くなった世情を背景として、当時東国で、臨終

の動揺を戒め、事態への対応として自分の言葉を広く同 して、「学生沙汰」に陥ってはならない、と人々の信心 これに対して親鸞は、吉水時代の法然の言動を根拠と

朋に伝えるよう乗信に指示したのである。

この「書簡」に先立つ乗信からの書簡には当然東国で

で批難した文言も記されていたのではないだろうか。 には「善信(房)の教えは……」といった親鸞を名指し の「学生沙汰」の内容が記されていたであろうし、そこ 「実名敬避俗」が常識であった当時、東国の批判者達も

ずである。この批判に対する回答として親鸞は「まず善 が実名「親鸞」を避けて房号「善信」の呼称を用いたは 親鸞を実名で呼ぶことは避けたであろうし、実際の現場 信が身には」と「善信」の房号を用いた、と筆者は考え で彼らが親鸞を実名で罵ったとしても、門弟である乗信

軽 テ蒙」罰事」の一段があり、鎮西の「浄土宗ノ学生もないが、無住『沙石集』には「浄土門ノ人ノ神明ヲもないが、無住『沙石集』には「浄土門ノ人ノ神明ヲ ノ俗」であった地頭が所領内の検地の際に発見した神田

当時東国で横行した「学生沙汰」の詳細は知り得べく

積より余分の田)を取り上げ、社僧神官らの「返還しな い。浄土門の行人である自分に神明が罰を与えるはずは ければ呪詛する」との要求にも「自分は呪詛など恐れな (神社の用に充てる田で不輸祖田)の中の余田

ない」と応じなかったが、最期には無惨に病死し、その

「法華経を読むのは雑行であり、必ず地獄に落ちる」 息子も相次いで亡くなったという話や、ある念仏者

って狂死した話などを載せて、専修念仏者の臨終の悪相 タル持経者」が病魔に侵され、 との教えによって読経を捨てた北国の「千部ノ経ヲ読ミ 最期は唇・舌を食いちぎ

を伝えている

無住はこの一段において、

凡念仏宗ハ、濁世相応ノ要門、凡夫出離ノ直路也。 実ニ目出度キ宗ナル程ニ、余行余善ヲ撰ミ、 自余ノ

仏菩薩神明マデモ 軽 メ、諸大乗ノ法門ヲモ謗ズル

事アリ。此俗諸行往生ヲ許サヌ流ニテ、事外ニ心 エズシテ、余ノ仏菩薩ヲモ軽メケル人ナリ。……又

中比、都ニ念仏門流布シテ、悪人ノ往生スベキヨシ イヒタテ、、戒ヲモタモチ、経ヲモ読人ハ、往生ス

摂取ノ光明サシ給ヘルヤウヲ書キテ、世間ニモテ遊 ミテ居タルニハ、光明サ、ズシテ、殺生スルモノニ、 マジキ様ヲ、曼荼羅ニ図シテ、貴ゲナル僧ノ経ヲ読

ビケル比、南都ヨリ公家へ奏状ヲ奉ル事アリケリ。 其状ノ中ニ云ク、「彼ノ地獄ノ絵ヲ見ル者ハ、悪ヲ シ事ヲ悔、 此ノ曼荼羅 ヲ拝スル者ハ、 善ヲ修セ

る。

シ事ヲ悲ム」トイヒケリ。

と述べ、「諸行往生を許さぬ流」である法然門下の専修 念仏者の造悪無碍の所業を挙げ、「摂取不捨の曼陀羅

を問責する『興福寺奏状』の提出にも言及している。 無住はまた「余行ノ往生」を認める経釈の文として

徳・来迎引接の願、第二十植諸徳本・係念定生の願 善

『観経』の三福の文 (取意)、『大経』の第十九修諸

『般舟讃』の「万行倶回」皆得」往、」、「散善義」 0)

一難」可言回向得と生、 衆名疎雑之行」の文を挙げ、

行も回向すれば往生可能であると述べる、というまさし

く「学生沙汰」をも行っている。 以上のように、乗信宛「書簡」の文面とその背景を忠

りて」「たゞ念仏して弥陀にたすけられまひらすべしと、 等を背景として生じた批難に対して専修念仏者が採るべ 生す」べし―の根拠として挙げられていることが知られ よきひとのおほせをかふりて、信」(『歎異抄』)じて「往 き態度―「学生沙汰」に耳を貸すことなく、「愚者にな 実にたどれば、吉水時代のエピソードは、 正嘉の大飢饉

名を用いさせたとする論理は、 正嘉の大飢饉の衝撃が八十八歳の親鸞に「善信 短絡的かつ皮相的過ぎる 実

と言わざるを得ない

といった思想の強調に対してはむしろ大きな影響を及ぼ 名のりに関しては……」であり、二種回向・現生正定聚 撃を与えなかったとは考えていない。あくまで「善信の ただ、筆者も正嘉の大飢饉等の災害が親鸞に何らの衝

したものと考えている。

いささか本論の趣旨からは外れるが、飢饉や疫病によ

相を現じて死んでいったお前の家族・知人は往生出来て 神的に追い詰めたであろうか。 いった専修念仏批判がどれほど残酷に、遺族・友人を精 いない。法然・親鸞の教えなんぞを信じたばかりに」と って多くの人々が非業の死を遂げた状況下で「臨終に悪

これに対して親鸞は、

たゞし生死無常のことはり、くはしく如来のときを

釈尊の教説にある通り生死は無常であるから誰しも めすべからずさふらふ。 かせおはしましてさふらふうへは、おどろきおぼし

ような世情であるからこそ、臨終の相を問題とはせず、 て、「親鸞の言葉は、大災害によって家族や知人を失い 本願念仏の信心を平生に決定せよ、と勧め続けたのであ が必ず臨終正念の相を取れるわけではない。むしろこの (井上尚実はこの「書簡」が語られた文脈を考慮し

> 悲嘆にくれる人びとに、自信と希望を与える働きをもつ 慈悲の表現であった」と述べている。) また、「書簡」末尾の「善信八歳」の署名についても

敬寺蔵の康永三年 (一三四四)、乗専書写本 (本巻) に収 若干言及しておきたい。 められ、末尾に、 この「書簡」は『末灯鈔』最古の写本である滋賀県慈

この御消息の正本は坂東下野国おほうちの庄高田にこれ

の在住で即信、性観、 の追記があるが、親鸞真蹟は現存していない。 『親鸞聖人門侶交名牒』に拠れば、乗信は常陸国奥郡 あるなりと云々。 得善、 性証、誓念、覚念、 明教ら

を門弟としていた。

即信らの前で朗読したであろうし、対応に苦慮する東国 たであろう。ただし、親鸞直筆の「書簡」は乗信の手元 の各道場にこれを回覧し、各道場において書写もなされ おそらく乗信は親鸞の指示に従って、この「書簡」を

に残されたのではないだろうか。 多屋頼俊によれば、この乗信宛「書簡」は室町中期

写本と推定される愛知県浄光寺蔵 (全二十通・以下、浄光寺本)の第九通にも収められて 『親鸞聖人御 息

と言う。 「親鸞/善信八十八歳」と親鸞・善信が併記されている「親鸞/善信八十八歳」と親鸞・善信が御房」、署名が応元年十一月十六日」、宛名が「乗信/御房」、署名が日」であるのに対して浄光寺本では「十一月十六トン

月十三日」となっているとされる。 月十三日」となっているとされる。 月十三日」となっているとされる。

とが知られるのである。記述を必ずしも忠実に伝えていなかった可能性があるこ親鸞真蹟でなかった可能性は高く、原本(親鸞真蹟)の「正本」が「下野の国おほうちの庄高田」(専修寺)の「正本」がこれらの点から見て、『末灯鈔』第六通が底本とした

### 三「文明版」の撰号について

## (1)『正像末和讃』制作の課題意識

前述したように、『正像末和讃』は「顕智本」「文明版」いずれも「夢告讃」から始まっている。
建長八年五月二十九日に息男善鸞を義絶した親鸞は以建長八年五月二十九日に『浄土論註』版本への加点を終え、後、七月二十五日に『浄土論註』版本への加点を終え、後、七月二十五日に『浄土論註』版本への加点を終え、活した真仏・専信・顕智らのために八字・十字・十字・沿りた真仏・専信・顕智らのために八字・十字・十字・沿した真仏・専信・顕智らのために八字・十字・十字・治した真仏・専信・顕智らのために八字・十字・十字・治した真仏・専信・顕智らのために八字・十字・十字・治した真仏・専信・顕智らのために八字・十字・十字・治した真仏・専信・顕智らのために、『正像末和讃』は「顕智本」「文明版」は「顕智本」「文明版」は「顕智本」「文明版」は「顕智本」「文明を書写するなど精力的に

が進められていたその最中に当る。て親鸞も真蹟本に推敲を加えるなど両者による共同作業る『西方指南抄』書写の途上であり、真仏の意見に従っ親鸞が夢にこの和讃を感得した二月九日は、真仏によ

著述を続けていた。

原で斬首された日であるとも言う。 五十年前の「承元の法難」において安楽房遵西が六条河また、この二月九日は『法然上人行状絵図』によれば

いだろうか。 きた吉水時代の大事件を回想したことが直接の契機とな って、夢中にその教言を授かったとも考え得るのではな 法然の教説・行実を反芻する日々の中、同じ時季に起

その後、自らも『一念多念文意』の書写(二月十七日)、

仏の『指南抄』書写が三月下旬に終了した後と思われる 往生文類』(広本)の改訂・書写(三月二日)を行い、真 『百十四首太子和讃』の撰述(二月三十日)、『浄土三経

閏三月一日、「草稿本」に「愚禿親鸞」の署名と共にこ

の和讃を記している。 それは、かつて「承元の法難」で露呈した「念仏者を

ば仏法者のやぶりさまたげ」(『御消息集』(広本))る末法

返えされ、自らの東国伝道の成果が水泡に帰するという 濁世の「闘諍堅固」の相が、善鸞事件において再び繰り

ごとき「弥陀の本願信ずべし」の教言に値遇したのであ 為に邁進し始めたまさにその時、それを証誠護念するが 書写を通して自らの原点を再確認し、再び真宗開顕の営 苦渋を味わった親鸞が、『論註』への加点、『指南抄』の

りてうれしさに」とその感激を記しており、この「おほ 親鸞は 「草稿本」に「この和讃をゆめにおほせをかふ

> 九月二十四日に完成した「顕智本」であると思われる。 せ」に鼓舞されて増補・改訂されたものが、翌正嘉二年

濁悪の群萠、斉しく悲引したまう」(「化身土巻·本」) 弥 ようとする像末五濁の世に、「在世・正法・像末・法滅 宮に隠れ、道俗が競い争って念仏者を疑い謗り破滅させ 『正像末和讃』の眼目は、釈迦の遺教・諸善が悉く龍

することにあったと思われる。 陀の悲願を、法然興隆の「浄土真宗」をあらためて標榜 そしてその「浄土真宗」とは、「夢告讃」に「本願信

ずるひとはみな……無上覚をばさとるなり」とあり、 「文明版」にも

とあるような、真実信心の人をして正定聚に入らしめ、 補処の弥勒におなじくて 無上覚をさとるなり

真実信心うるゆへに

すなはち定聚にいりぬれば

必ず大般涅槃を覚らしめる本願の仏道に他ならない。

この時期親鸞は『浄土三経往生文類』『往相還相回向文 (「信巻」) の根拠である「如来の往還二種の回向」を、 そしてその「本願一実の直道・大般涅槃無上の大道」

(如来二種回向文)』等で繰り返し強調している。 如来の二種の回向によりて、真実の信楽をうる人は

類

かならず正定聚のくらゐに住するがゆへに、他力と 49

まふすなり。 『浄土三経往生文類』 (広本))

この「如来二種の回向との値遇に成就する無上涅槃道

(難思議往生)」を親鸞は

如来二種の回向を 等正覚にいたるゆへ 憶念の心はたへぬなり ふかく信ずるひとはみな

し、「皇太子聖徳奉讃」においてもまた述べている。 と文明版「正像末法和讃」においても同様に説いている

仏智不思議の誓願の 聖徳皇のめぐみにて

正定聚に帰入して 補処の弥勒のごとくなり

聖徳皇のおあはれみに 如来二種の回向に すゝめいれしめおはします 護持養育たへずして

つまり、『正像末和讃』の制作は、『教行信証』撰述以 親鸞が「愚禿釈親鸞」の名のりのもとで行ってきた

一連の「真宗開顕」の営みの一環に他ならないのである。 筆者が元久二年に法然から授けられた名と考えるこの

「親鸞」は当然天親・曇鸞二師から採られたものであり、

親鸞は両師の恩徳を次のように讃嘆する。

釈迦の教法おほけれど 天親菩薩はねんごろに

無碍光に帰命す

煩悩成就のわれらには

弥陀の弘誓をすゝめしむ

本願力に乗ずれば 報土にいたるとのべたまふ

「論主は広大無碍の一心を宣布してあまねく雑染堪忍

光如来に帰命しつつ、「群生を度せんがために、一心を 彰」(「正信偈」)し、説き勧めたのが天親であること。

の群萠を開化す」(「証巻」)、すなわち自らも尽十方無碍

論主の一心ととけるをば 煩悩成就のわれらが 曇鸞大師のみことには 他力の信とのべたまふ

天親菩薩のみことをも 他力広大威徳の 鸞師ときのべたまはずば 心行いかでかさとらまし

巻」)である「われら」がための「他力の信」であるこ その天親の説く「一心」が「煩悩成就の凡夫」(「証

弥陀の回向成就して 往相還相ふたつなり

尽十方の無碍光は これらの回向によりてこそ。心行ともにえしむなれ 無明のやみをてらしつ、

一念歓喜するひとを かならず滅度にいたらしむ

如来二種の回向との値遇によって成就する「心行」―一 して具体的にはたらく「如来の本願力」であり、これら そして、その他力とは「大悲往還の回向」(「証巻」)と

文明版『高僧和讃』)

心に無碍光如来に帰命する「無上の信心」(『論註』)と 「帰命尽十方無碍光如来」と「彼の如来の名を称」(『浄

ことを顕示したのが曇鸞である、と親鸞は讃嘆したので 土論』)する讃嘆行が衆生をして必ず滅度に至らしめる

が「大乗のなかの至極」としての「浄土真宗」(以上、 「親鸞」とは、法然の選択本願念仏の「浄土宗」こそ

『末灯鈔』)、すなわち真実の仏道であることを、二師の

教説への直参を通して明らかにしようとした「真宗開 の仏事の主体としての名なのである。

いるとはいえ、撰号をあえて「愚禿善信集」に改める必 えており、「文明版」祖本がかなりの増補・改訂を経て 顕智本」は「愚禿親鸞作」「親鸞八井」の記述を伝

然性があったとは考え難い。

# (2) 隆寛『一念多念分別事』の「愚禿釈善信\_

ちなみに文応元年ではなく建長七年四月に親鸞が書写

したとされる隆寛『一念多念分別事』の奥書には

建長七歳卯四月廿三日

愚禿釈善信三歳書写之

として、「愚禿釈善信」が記されている。

その奥書には「愚禿釈親鸞」と記している。 作『自力他力事』を書写(大谷大学蔵本)しているが

親鸞は寛元四年(一二四六、七十四歳)に同じ隆寛の著

また、隆寛と同様に親鸞が「この世にとりてはよきひ

然聖人の御をしへを、よくく、御こゝろえたるひと とぐ〜」「すでに往生をもしておはしますひとぐ〜」「法

ぐく」(以上、『末灯鈔』他)と仰いだ聖覚の『唯信鈔』に

関しては、寛喜二年(一二三〇、五十八歳)の真蹟書写本

暦二年(一二三五、六十三歳)の『見聞集』紙背の真蹟ひ (専修寺蔵・信証所持本)の奥書に「愚禿釈親鸞」、文

他後代の書写本奥書においても同様で、仁治二年(二二

らがな本(専修寺蔵)奥書に「愚禿親鸞」とある。その

四一、六十九歳)の大谷大学蔵本、寛元四年(一二四六、

七十四歳)の専修寺蔵顕智書写本には「愚禿釈親鸞」、建

長六年(一二五四、八十二歳) 「釈親鸞」と記されている。 の滋賀県真念寺蔵本には

も、二月三日 と記したとされる建長七年に親鸞は、上半期だけを見て 四月二十三日に『一念多念分別事』に「愚禿釈善信」 (推定) 付「書簡」(『御消息集』(広本) 第六

文末署名には「親鸞」、四月二十六日書写『浄土和

通)

讃』(顕智本)撰号には「愚禿親鸞作」、六月二日撰述

『尊号真像銘文』(略本)奥書には「愚禿親鸞」、六月書 『本願相応集』には「愚禿親鸞」と記している。

これらの実例から見て、『一念多念分別事』にだけ特

別に「愚禿釈善信」と記する必然性があったとは考え難

説」に拠れば、『一念多念分別事』に親鸞の真蹟書写本 。定本親鸞聖人全集』第六巻・写伝篇(2)の「解

入道」の姿に「釈法力」と註記されている。

も室町末期以降のものでしかない。 圓照寺蔵本・大阪府光徳寺蔵本等が知られるが、いずれ は現存せず、古写本も大谷大学現蔵端坊旧蔵本・滋賀県

天台宗長泉寺別当孤山隠士が記したとされる『愚闇記 これに対して、正和年間(一三一二~七)頃に越前の

(愚暗記)』には

当世一向念仏シテ在家ノ男女ヲ集メ、愚禿善信ト云タ 為;」ル流人作;シ和讃ヲ謡ィ、長メ同音ニ念仏ヲ唱ル事

傍点筆者

く用いられていたことが窺われる。 した当時、この呼称が―少なくとも越前においては として「愚禿善信」の語があり、親鸞没後五十年程経過

また、『愚闇記 (愚暗記)』と同時代の覚如(一二七一

> 子御記』奥書、茨城県常福寺蔵『拾遺古徳伝絵詞』奥書他) 月制作の『善信聖人鸞伝絵』(専修寺本)の「信行両 座」段には、遅参して信不退の座に着いた「沙弥法力 いう、実名「宗昭」にではなく遁世号である「覚如」に 「釈」を冠した例が見られ、永仁三年(一二九三)十二 لح

房号―実名は「蓮生」―であり、「釈の綽空」「釈の親 せられており、覚如当時にはすでに厳密な区別がなくな 鸞」と本来実名につけるべき「釈」が房号・遁世号に冠 っていることが窺われる。 文中に「法力房」とあるように「法力」は熊谷直

明版」の「愚禿善信」を考える上で見落とせない重要なられ、後代の写本を底本として室町中期に成立した「文 事例であると筆者は考える。 善信」は明らかに後代伝来の過程で混入したものと考え これらの点から見て、『一念多念分別事』の「愚禿釈

### 結

信」を筆者は別人による後代の挿入と考えているが、例 はじめに」で触れたように、「文明版」

『上宮太

一一三五一)においては、「釈覚如」(西本願寺蔵

願寺蔵本・龍谷大学蔵本(坂東和讃)の所謂「河州本」えば佐々木瑞雲は、真宗興正寺派興正寺蔵本・大阪府慈

木説を検証した論稿を発表したいと筆者は考えている。るものであると主張している。いずれ機会を得て、佐々鸞編集説を再提唱し、「愚禿善信」もまた親鸞の手によ系『三帖和讃』写本の検討を通して「文明版」祖本の親

### 討

- だし昨今は親鸞以外の別人による編集であると見る説六 真宗書誌学の研究』)三三五頁、三四四頁参照。た(1) 以上、宮崎圓遵「正像末和讃私記」(『宮崎圓遵著作集
- 四三~五〇頁参照。

親鸞非編集説)が増えている。

- ○年)二九~三一頁、三三~五頁参照。
- (4) 宮崎·前掲書、三四一~二頁参照
- 四、二〇一五年)六~七頁参照。
- つよき証拠」の記述等に基く。 正嘉二年(推定)十月二十九日付蓮位添状「御自筆は
- (8) 『親鸞聖人全消息序説』(真宗大谷派宗務所、一九七

- 頁)と述べている。

  「十三日か 十六日かお 決定すべき 資料が無いが、「十三日か 十六日かお 決定すべき 資料が無いが、「十三日か 十六日かお 決定すべき 資料が無いが、「十三日か 十六日かお 決定すべき 資料が無いが、
- (10) 親鸞は「文明版」以外の各和讃の撰号には「愚禿親鸞『明月記』同日条にも遵西処刑の記述はない。図』(法然没約百年後に成立)以外にはなく、藤原定家(9) ただし、遵西の処刑を二月九日とする記述は『行状絵
- 類聚した漢文著作に用いられる字である。「集」は元来『教行信証』『浄土文類聚鈔』等の要文を作」といずれも「作」の字を用いている。これに対して(1) 親鸞は「文明版」以外の各和讃の撰号には「愚禿親鸞
- 五三)十一月の蓮如書写本(滋賀県円徳寺蔵)等がある。 
  一月の蓮如書写本(西本願寺蔵)、享徳二年(一四の存如書写本(金沢市専光寺蔵)、文安六年(一四四三六)八月の蓮如書写本(西本願寺蔵)、永享九年九月
- 究』四八、二〇〇四年)参照。(12) 「「文明版」系「正像末和讃」の成立過程」(『真宗研(

(宮崎・前掲書、二〇六頁、三五四〜五頁参照

### 追記

義」に批判的検証を加えた拙稿「「文明版」系『正像末和丁正像末和讃」の成立過程――〈異本〉の存在証明とその意本稿提出後に、「結」で言及した佐々木瑞雲「「文明版」系